

平成 14 年 10 月 25 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

## 1 目的

介護保険制度の適正運営等に資するため、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）への入所を真に必要とする人が、すみやかに入所できるよう、介護の必要の程度や家族等の状況など、入所の必要性や緊急性を評価し、適正に入所調整を行うための指針として、「入所コーディネートマニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定する。

## 2 マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「基準」という。）の円滑な運用に向け、各施設が入所者の決定にあたって、実施すべき具体的な手続きを定めたものである。

## 3 優先入所の対象となる高齢者等

優先入所の対象となる高齢者等は、要介護度 1 から 5 と認定された者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者等とする。

## 4 入所申込の方法等

### （1）事前相談

入所希望者は、最もふさわしいサービスを選択することができるよう、入所申込みに先立ち、介護サービスに関する相談窓口やケアマネジャー等へ事前に十分相談を行う。

### （2）入所申込み

特養に入所を希望する場合には、原則として本人が入所申込みを行う。

本人以外の者が申込みを行う場合には、各施設において入所希望者本人の意思（確認できない場合は、ケアマネジャー等の意見）を確認する。

入所申込みは、特養入所申込書並びに調査票、認定調査票（基本調査）の写し、直近 3 カ月分のサービス利用票の写し及び同票別表の写しを添付した書類（以下「申込書」という。）により行う（サービス利用票の写し及び同票別表の写しの添付を要するのは、在宅サービス利用者に限る。）。

### （3）変更の届け出

入所申込みを行う者（以下「入所申込者」という。）は、入所申込後、要介護度や介護者の状況など申込書の内容に変更が生じた場合には、申込書に基づき、変更届を提出する。

#### (4) マニュアルの説明

施設は入所申込者に対して入所決定の方法等のマニュアルに係る説明を行い、理解を得られるよう努めることとする。

#### (5) 市町の協力

市町は、特養への入所申込みのために本人、本人が属する世帯の世帯主又は法定代理人から認定調査票（基本調査）の写しの提供を求められた場合は、本人の要介護度その他基準第7条に規定する特養入所者の要件（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者）を確認した上で、円滑な入所手続きに資するため、認定調査票（基本調査）の写しを提供することとする。ただし、状況確認の結果、特養入所申込みに関して疑義が生じた場合は、当該者を担当するケアマネジャー又は地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所に連絡し、協議したうえで対応を決定することとする。

### 5 入所決定の方法

#### (1) 評価基準

施設において、入所の必要性や緊急性を判断する評価基準は、別紙のとおりとする。

施設は、評価基準に基づき、介護の必要の程度や家族等の状況を総合的に評価し、次のグループに分類する。

第 1 グループ	第 2 グループ	第 3 グループ
Aが4項目	Aが2～3項目	Aが1項目以下

施設は、第 1、第 2、第 3 グループの順に優先順位を決定するものとし、同一グループ内では、評価基準（入所申込者の心身の状況）の点数評価の点数の高い順、点数が同じ場合は申込み順とする。

#### (2) 入所計画委員会による優先順位の決定

施設は、入所計画委員会（以下「委員会」という。）を設置し、合議制により介護の必要の程度や家族等の状況などを総合的に評価し、入所申込者の優先順位の決定を行う。

##### 構成

委員会は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、ケアマネジャー等で構成する。

なお、委員会には、必要に応じて、第三者委員を加えることができる。

##### 運営

委員会は、原則として、月1回程度開催する。

委員会は、評価基準に基づき、入所申込者の優先順位を決定する。

なお、特例入所（ ）についても委員会で決定する。

特例入所・・・介護が必要な高齢者のうち、入所の緊急性が高い場合に特別養護老人ホーム定員の5%の範囲内で、ショートステイ床を利用して入所できる方法。

#### 記録の保管・公表等

ア 委員会は、入所優先順位の評価・決定に至る経過を記録し、2年間保管する。

イ 施設は、申込者等から求められた場合、記録を公表する。

ウ 施設は、入所申込状況（グループ毎の人数など）を、（社）兵庫県老人福祉事業協会（以下「県老協」という。）へ定期的に報告する。

エ 施設は、市町又は県から求められた場合、記録を提出する。

### （3）入所順位名簿の作成

#### 名簿の作成

委員会は、入所順位名簿（以下「名簿」という。）を作成し、管理する。

#### 名簿の更新

ア 委員会は、委員会終了後、名簿の更新（順位の見直しを含む。以下同じ。）を行う。名簿の更新に際しては、下記イの調査結果その他直近に把握した事情を踏まえて適正に行うよう努めなければならない。

イ 施設は、委員会の名簿の更新に資するよう、入所申込みの継続意思並びに入所申込者及び介護者等の状況把握のため、原則として年に一度調査を行う。ただし、保険者又は県が行う入所申込者に関する調査（依頼を受けて施設が行うものを含む。以下同じ。）をもってこれにかえることができる。これら調査の対象は、名簿に記載されている者から次の者を除くことができることとする。

（ア）入所決定された者や辞退・死亡等により削除された者

（イ）入所申込から6月を経過していない者

（ウ）入所申込の意思及び入所申込者等の状況が明確な者

（エ）その他申込者調査の必要のない者

ウ 市町は、死亡その他の入所申込者に係る情報を把握した場合は、当該者が申込みをしている施設に対し、施設の入所決定に必要であると認められる情報を提供することとする。

### （4）入所の決定

施設は、空床が生じた場合、名簿及び下記 の確認に基づいて受入条件（認知症の程度、男女の別、その他施設の処遇方針など）を判断した上で、入所申込者の意思確認を行い、入所者の決定を行う。

施設は、上記の入所の決定に際して、入所申込者に係る居宅介護支援事業者等に対し、基準第7条第3項に基づく当該者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第21項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の確認を行う。

## 6 特別な事由による入所

老人福祉法第11条に定める措置委託又は災害時その他の特に緊急を要するため委員会を開催する時間的余裕がない場合は、このマニュアルに定める手続きによらずに入所を決定することができる。マニュアルによらずに入所決定した場合は、その後、直近に開催する委員会に報告するとともに、委員会の記録にその旨記載すること。

## 7 関係機関による助言

県老協、市町及び県は、このマニュアルの運用について、施設に対し必要な助言を行う。

## 8 マニュアルの見直し

マニュアルを改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。

## 9 マニュアルの適用

- (1) 適用施設 兵庫県内(神戸市を除く。)に所在する特養
- (2) 適用時期 平成22年4月1日
- (3) 改正後のマニュアルの適用の際、現に存する改正前の規定による申込書については、変更の届け出があるまでの間は、なおその効力を有する。

(別紙)

## 評価基準

項目	評価の目的	評価基準			
入所申込者の心身の状況 (注1～4)	常時介護の必要性及び家族、介護者の日常生活への影響度の評価	A：点数評価合計 65 点以上 ただし、日常生活で常時の介護や見守りが必要である、又は、認知を原因とする問題行動があるために、介護者の日常生活に支障があり入所の緊急性が認められる場合は、点数評価が 65 点未満でも A と判定できる。			
		B：その他			
		事項		点数評価	
		本人の状況	要介護度	5	50
				4	45
				3 (認知症あり)	40
				3 (認知症なし)	35
				2 (認知症あり)	30
				2 (認知症なし)	25
				1 (認知症あり)	20
介護の必要性	在宅サービス利用	8割以上	30		
		6割以上 8割未満	25		
		4割以上 6割未満	20		
		2割以上 4割未満	15		
		2割未満	10		
		施設利用	2年以上	15	
	1年以上 2年未満 6月以上 1年未満	10 5			
家族・介護者の介護力	在宅生活に必要な家族の介護力の評価	A：介護者がいない、又は、介護者による介護が困難である。 (例)・本人が一人暮らし、又は、介護者の状況が、入院・高齢・複数介護・共働き・育児等のために介護が困難である。 B：その他			
在宅生活の可能性	事業者が提供する在宅サービス等の利用可能性の評価	A：事業者が提供する在宅サービス等(地域での見守り等を含む。)の利用に支障があるため、在宅生活の継続が困難である。 (例)・十分なケアが受けられない(ナイトケア等)。 ・近くに在宅サービス機関がなくその利用が困難である。 ・経済的理由から必要な在宅サービスを十分に利用できていない。 B：事業者が提供する在宅サービス等(地域での見守り等を含む。)の利用により在宅生活の継続が期待できる。			

住環境の状況	在宅生活に必要な住環境の評価	A：在宅サービス等の利用に必要な住環境に支障がある。 (例)・住居が狭い、住居の改修ができない。 ・立地・地形上の理由から在宅サービスの利用困難である。 B：その他
--------	----------------	---

注 1 「入所申込者の心身の状況」：評価基準のただし書きによって65点未満でもAとした場合は、委員会で説明し理由を明記すること。

2 認知症あり：認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準における b ランク以上の者

3 在宅サービス利用

(1) サービス利用票別表に基づく算定

利用割合の算定式

サービス利用(単位合計) ÷ 区分支給限度基準額(単位)

対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。)

(2) 上記(1) 以外の在宅サービスの算定

利用頻度その他の利用状況を踏まえて個別に判定。この場合、判定方法その他の判定根拠は委員会で説明し記録すること。

(注) 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設を含む。)の利用で、施設に準じた長期利用の場合は、施設利用の区分で点数評価

4 施設利用：対象サービス

(1) 特養(地域密着型特養を含む。)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、病院

(2) 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設を含む。)で、上記(1)と同等の施設に準じた長期利用が認められるもの